平成２７年（フ）第２１号
新潟県加茂市上町７番３号
債務者　志田　文子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１８号
三重県松阪市飯南町粥見4158番地３
債務者　青木のり子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２２５号
堺市南区晴美台３丁14番11―207号
債務者　森本　大介
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
大阪府河内長野市高向274番１　生登福祉ケアセンター、登記事項証明書上の住所大阪府河内長野市高向1699番地の60
債務者　住田　滿夫
法定代理人成年後見人　住田レイ子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
大阪府河内長野市木戸３丁目15―24　鳴尾ハイツＤ―10、住民票上の住所大阪府泉佐野市佐野台98番地　佐野台住宅54―654
債務者　坂本　健治
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
堺市東区北野田547番地　グリーンフィールド北野田303号
債務者　西浦　寛喜
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
静岡県磐田市三ケ野756番地３
債務者　名倉ゆかり
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７２０号
大阪市旭区大宮３―６―５　シャルムメゾン千林大宮301、住民票上の住所大阪市旭区大宮４丁目４番７号　ジュネス大宮Ⅱ505
債務者　大坪　一尊
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９３号
大阪市天王寺区大道２丁目６番12―903号
債務者　山口　克也
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５号
静岡県藤枝市与左衛門234番地の１　円月荘、旧住所静岡県藤枝市仮宿1104番地
債務者　大坂　一明
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５６号
東京都八王子市泉町682番地１八王子泉町住宅１―202号
債務者　眞貝　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３３号
東京都立川市富士見町２丁目８番12号八光荘７号
債務者　浅見　義雄
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
釧路市旭町17番２号　ハジメハイツ202号室
債務者　森本　昭彦
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
釧路市武佐１丁目10番11号　メゾンドルミニュー203
債務者　半沢　由佳（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５８号
釧路市愛国西１丁目36番17号　コーポ富美野102、申立時の住所釧路市愛国東３丁目９番２号
債務者　小野　信剛
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３０７号
東京都昭島市上川原町３丁目９番27―206号
債務者　森永　　晃
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部